

「1年単位の変形労働時間制」って何?

公立学校に「1年単位の変形労働時間制」(以下「変形」)を導入するための法案が、国会で可決されてしまいました。この制度の導入は、教職員の長時間過密労働の解消につながらないどころか、今よりもっと深刻な事態を引き起こすものです。



① 「1年単位の変形労働時間制」とは?

1年のうちで忙しい時期(繁忙期)と忙しくない時期(閑散期)がある仕事について、閑散期の所定労働時間を減らして、繁忙期の所定労働時間を増やす制度です。地方公務員には閑散期がないので、これまで適用されていませんでした。



② 「1年単位の変形労働時間制」を導入すると、労働時間は短くなるの?

いいえ、短くなりません。

「変形」はあくまで所定労働時間の数字合わせですので、所定労働時間外の残業を減らす効果はありません。このことは文科省も国会答弁で認めています。

文科省は、長期休業中に休暇をまとめ取りできると説明しましたが……。



夏休みにも教員には
さまざまな仕事が

●子どもや保護者との面談

●補充教室

●プール指導



●部活動…大会やコンクールも

●進学や就職のための指導

●指定された研修 ナドナド

③ 「1年単位の変形労働時間制」を導入すると教員が夏休みを取りやすくなるの?

いいえ、現状ではそうなりません。

文科省の2006年度の勤務実態調査によれば、7月31日から8月27日までの夏休み期間でも、小中学校とともに教員は残業をしています。有給休暇取得率も低いままで。教員は、夏休み期間でも残業をしており、休みが取れない状況です。「変形」を導入しても、その状況が変わるものではありません。

「導入反対!」の声を

法案は可決されました。導入を決めるのはこれからです。各地の教育委員会が学校の意向を聞き、都教育委員会に意見を上げることになっています。

お住まいの市町村の教育委員会や都教育委員会が「変形」を導入しないように、署名にご協力ください。

ストップ!
1年単位の
変形労働時間制



一人ひとりが大切にされる教育を

子どもと教育を守る三多摩の会(「三多摩の会」)

連絡先…小金井市東町4-39-8 北多摩東教育会館 気付 FAX 042-384-7904